

(別紙一2)

## 誓 約 書

関東地方整備局 企画部 企画部長様

関東地方整備局において実習を受けるに当たり、関東地方整備局実習生実施要領（平成20年6月10日付け国関整企画第37号企画部長通知）等を理解し、実習生として下記のとおり遵守することを誓約します。

### 記

- 1 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
- 2 実習期間中、関東地方整備局職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、指導員及び実習担当者の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行わないこと。
- 3 関東地方整備局における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、指導員の指示に従うこと。実習終了後においても、同様とすること。
- 4 実習終了後2週間以内に、実習内容に関する報告書（A4判3枚程度）を作成し、教育機関を経由して関東地方整備局に提出すること。
- 5 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に実習生受入事務所長の承認を受けること。
- 6 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、あらかじめ、指導員にその旨を連絡すること。やむを得ない場合には、事後速やかに指導員にその旨を連絡すること。
- 7 実習期間中における傷害、損害等に関しては、教育機関と共に誠意をもって問題解決にあたること。

平成 年 月 日

教育機関名

学生氏名

印